

道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に関する協議書

鈴鹿市（甲）と国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所（乙）とは、乙が設置する道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に関し、次のとおり協議を締結する。

○目的

- ・甲が管理する庁舎を使用し、乙が設置する道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用における必要な事項を定めることを目的とする。

○定義

- ・次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 道路管理用広域監視カメラ 乙が道路管理の用に供するために設置する広域監視カメラ
 - 二 使用ケーブル 乙が道路管理用の用に供するために設置する広域監視カメラに付属するケーブル
 - 三 専用映像用モニター装置 乙が設置する道路管理用広域監視カメラからの映像を出力する専用の50インチモニター
 - 四 庁舎 甲が管理する庁舎

○設置

- ・乙は、道路管理用広域監視カメラ、使用ケーブル、専用映像用モニター装置（以下、道路管理用広域監視カメラ等）を設置するにあたり、「鈴鹿市市有財産規則」に基づき、行政財産目的外使用許可申請書を甲へ提出し、使用許可を受けなければならない。また、行政財産目的外使用許可申請書の内容に変更が生じた場合には、行政財産使用目的（原形）変更承認申請書を甲へ提出しなければならない。
- ・乙は、甲の行政財産目的外使用の許可条件に従うものとする。
- ・甲は、乙が行政財産目的外使用の許可条件に違反し、又は行政目的を妨げる行為があると認められるときは、直ちに使用許可を取り消すものとし、乙は、甲が指定する期日までに、乙の負担により使用物件を原状に回復して返還すること。
- ・乙は、設置場所・設置方法等について甲と協議し、甲の立会いのもと、道路管理用広域監視カメラ等を設置するものとする。

○費用負担・管理区分

- ・道路管理用広域監視カメラ等の設置に要する経費は、全て乙の負担とする。
- ・道路管理用広域監視カメラ等の維持管理にかかる甲乙の管理区分及び費用負担は別紙管理区分表のとおりとし、甲乙はこれに基づき維持管理を行う。
- ・甲は、乙が道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に伴い、甲の設備のために対策が必要と認める場合は、事前に書面をもって乙に通知し、甲が対策を講じたときは、乙はその諸費用を負担する。

○立ち入り

- ・乙は、庁舎に立ち入り、道路管理用広域監視カメラ等の設置、維持管理、運用を行う場合、事前に甲へ連絡するとともに、その指示に従い、作業時の安全確保に努める。

○運用

- ・乙は、三重河川国道事務所管内に設置された道路管理用広域監視カメラの映像情報を専用映像用モニター装置により、直接甲に提供する。
- ・甲は、乙の道路管理用広域監視カメラの操作により、甲が必要とする映像情報の提供を乙に要請することができる。
- ・乙は、甲に提供する映像情報の撮影場所について、専用映像用モニター装置において、表示を行う。
- ・甲は、乙の映像情報を乙の許可なしに他の者に提供してはならない。
- ・本協議の締結後において、乙が提供する映像情報の内容等に変更が生じる場合には、適宜、甲乙は協議を行うものとする。

○使用の中止

- ・次の各号に該当する場合は、道路管理用広域監視カメラ等の使用を中止することができる。
 - 一 天災地変その他不可抗力によりやむを得ない場合
 - 二 工事等により道路管理用広域監視カメラ等を移転させる場合
 - 三 庁舎の維持、修繕その他の管理によりやむを得ない場合
 - 四 その他の事故による場合
- ・第2号及び第3号による中止の場合は、甲は、道路管理用広域監視カメラ等の使用を中止しようとする1ヶ月前までに乙に通知する。ただし、緊急に使用を中止する必要がある場合その他やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・第1号及び第4号において、道路管理用広域監視カメラ等の使用が中止されたことを甲が確認した場合には、速やかに乙に通知する。

○障害等の復旧等

- ・乙は、その責めに帰すべき事由により、障害又は滅失等の障害が発生した場合は、甲の指示に従い、その復旧を行わなければならない。
- ・甲は、その責めに帰すべき事由により、障害又は滅失等の障害が発生した場合、甲は、自らの負担で速やかにその復旧に努めるものとする。ただし、障害等の復旧が困難な場合、甲は、速やかに乙とその対応について協議する。
- ・甲乙は、天災、事変等双方の責めに帰さない事由により、道路管理用広域監視カメラ等が使用できない状態が発生し、その復旧の見込みがなく、使用の継続が困難とされる場合、協議の上、道路管理用広域監視カメラ等の使用を終了させることができる。

○協議の解除

- ・甲は、乙が行政財産目的外使用の許可条件に違反し、又は行政目的を妨げる行為がある

と
知
甲
る

○守秘
・甲
厳
法
な

○協議
・こ
○その
こ
度

この
とする
平成

○

と認められるとき、又は乙が本協議の各条項に違反したときにおいては、書面による通知を以てこの協議を解除することができる。

・甲乙は、この協議の円滑な履行が困難となったと認められる場合においては、書面による催告の上、60日以上の期間において、この協議を解除することができる。

○守秘義務

・甲又は乙は、この協議に関して知り得た相手方の技術上その他の情報について、秘密を厳守しなければならない。これを第三者に漏えいし、又は開示してはならない。ただし、法律上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

○協議の有効期間

・この協議の有効期間は、協議の締結の日から行政財産目的外使用期間満了までとする。

○その他

・この協議に定めのない事項及びこの協議に定める事項につき疑義を生じた場合、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協議の交換の証して、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月28日

甲 鈴鹿市長 末松 則子

乙 国土交通省中部地方整備局
三重河川国道事務所長 岩下 友也



別紙 管理区分表

| 施設名 | 管理区分 | | 備考 |
|--------------|-----------------|------------|----|
| | 甲 | 乙 | |
| 道路管理用広域監視カメラ | 日常点検 (電気料含む) | 修繕 定期点検 | |
| 使用ケーブル | 日常点検 | 修繕 定期点検 | |
| 映像用モニター | 日常点検 (電気料含む) | 修繕 定期点検 | |

※ 日常点検：映像用モニターの電源を入れ、映像に不具合が生じた場合は乙へ連絡するもの